

下請契約等に関する特記仕様書

別紙3

(市内企業の活用促進について)

下請契約等に際しては、次のとおりとする。

1 市内企業の活用促進について

- (1) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、可能な限り市内に本社・本店を置く事業者(以下「市内企業」という。)の中から下請負人を選定するものとする。
- (2) 受注者は、請負金額200万円以上の場合で、市内企業以外の企業(以下「市外企業」という。)と下請契約を締結する場合、市外企業を下請負人として選定した理由を記した「市外企業等下請報告書」を提出するものとする。

2 市内建設資材の優先使用・調達について

- (1) 受注者は、建設資材等を調達するに当たり、可能な限り市内産品等を使用するものとする。
- (2) 受注者は、建設資材等を調達するに当たり、可能な限り市内企業から調達するものとする。

3 「市外企業等下請報告書」提出方法等

- (1) 提出書式 三条市ホームページ[入札情報(財務課)]よりダウンロード
- (2) 提出方法 発注担当課に持参又は電子メールにより送付のこと。
- (3) 提出先 発注担当課